保存版

横浜市立高舟台小学校
PTA規程集

横浜市立高舟台小学校ＰＴＡ

横浜市立高舟台小学校ＰＴＡ　規程・要綱等　一覧

項番	規程等名称	制定	最近改正	開始ﾍﾟｰｼﾞ
1	横浜市立高舟台小学校ＰＴＡ規約	S 56.4. 1	R7.9.16	1-1
2	横浜市立高舟台小学校ＰＴＡ細則	S 56.4. 1	R 3. 1. 7	2-1
3	横浜市立高舟台小学校ＰＴＡ慶弔規程	S 57.2.12	H 21. 5. 1	3-1
4	横浜市立高舟台小学校ＰＴＡ個人情報保護規程	R 7 . 4 . 1	-	4-1

◎ 横浜市立高舟台小学校ＰＴＡ規約

制　　定　昭和 56 年４月１日
最近改正　令和７年９月 16 日

（名称）

第１条　本会は横浜市立高舟台小学校ＰＴＡと称する。

（目的）

第２条　本会は保護者と教職員が協力して家庭と学校と社会における児童の幸福な成長を図ることを目的とする。

（活動）

第３条　本会は前条の目的を遂げるため、次の活動をする。

(1) よい保護者、よい教職員となるために努める。

(2) 家庭と学校との緊密な連絡によって、児童の生活を指導する。

(3) 児童の生活環境をよくする。

(4) 公教育を充実する。

（方針）

第４条　本会は教育の本旨とする民主団体として、次の方針に従って行動する。

(1) 児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。

(2) 特定の政党や宗教にかたよることなく、また、営利を目的とするような行為は行わない。

(3) この会、又は役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。

(4) 学校の人事、その他、管理には干渉しない。

（会員）

第５条　本会の会員となることができるのは、次の通りである。

(1) 本校児童の保護者

(2) 本校校長及び教職員（以下、「教職員」という。）

（財源）

第６条　本会の経費は、会費・及びその他の収入をもってこれにあてる。

（会費）

第７条　会費は一世帯４００円とする。

（支出の原則）

第８条　本会の収入及び財産は、第２条の目的達成以外支出してはならない。

（会計年度）

第９条　本会の会計年度は４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（会の機関）

第10条　本会に次の機関を置く。

(1) 総会

(2) 運営委員会

(3) 役員会

(4) 常置委員会

(5) 各種委員会

(総会)

第11条　定期総会は全会員をもって構成されこの会の最高議決機関である。

2　総会においては、年度会計・予算決算等重要事項を審議する。

3　総会は、必要に応じて文書・web(すぐーる一斉メール)により開催(書面/web 総会)することができる。

4　総会の定足数は、委任状を含め５分の１とする。

5　総会の議決は、出席会員・回答会員(書面/web 総会の場合)の過半数の賛成を必要とする。

6　運営委員会が必要と認めたとき、又は会員の５分の１以上の要求があった場合、臨時総会を開くことができる。

(運営委員会)

第12条　各種の事業計画を審議検討し、必要な事項を処理するために、運営委員会を開催する。

2　運営委員会は、役員・各常置委員会の正副委員長・校長又はその代理者によって構成される。

3　運営委員会は、必要に応じて開かれる。

(役員会)

第13条　役員会は、本会の役員によって構成される。

2　本会の日常業務の執行、総会及び運営委員会に対する議案の作成を行う。

(常置委員会)

第14条　この会の活動に必要な事項について、調査研究立案及び実施にあたる常置委員会を設置する。

2　常置委員会の厚生、運営等必要な事項は細則で定める。

3　事業計画については、運営委員会に諮らなければならない。

(各種委員会)

第15条　本会の事業実施上、運営委員会が必要と認めたときに各種委員会を設けることができる。ただし、事業計画については運営委員会にはからなければならない。

(役員)

第16条　本会は次の役員を置く。

(1) 会長　１名 (保護者)

(2) 副会長　１～３名 (保護者)

(3) 会計　２～３名 (保護者１～２ ・教職員１)

(4) 書記　３～４名 (保護者２～３ ・教職員１)

(役員の任務)

第17条　役員の任務は、次の通りとする。

(1) 会長は、本会を代表し会務を総括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは、その職務を代行する。

(3) 会計は、本会の金銭の収入・支出を正確に記録し、総会において監査を経た決算を報告する。

(4) 書記は、各種集会の議事を正確に記録し会合の通知を発送する。また、会の指示に従って本会の庶務を行う。

（役員の任期）

第18条　役員の任期は４月１日より翌年の３月３１日までの１年とし再選を妨げない。

2　欠員が生じたときの補充については、運営委員会において協議決定する。

3　補充者の任期は前任者の残任期間とする。

4　役員は次の各号に該当するときは、運営委員会または総会の決議に基づいて解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認めるとき。

(2) 転居を伴う転出のため職務が行えないとき。

(3) 職務上の義務違反その他役員として相応しくないと認められる行為があるとき。

ただし、前項の規定(3)の事象により役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う総会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

（役員候補者の選出）

第19条　役員候補者の選出は、推薦委員会によって行われる。推薦委員会に関する事項は、細則によってこれを定める。

（会計監査）

第20条　本会の経理を監査するため２～３名の会計監査を置き、年度の会計を監査して次年度当初の総会において報告する。

2　会計監査の選出は推薦委員会によって行われるものとする。

3　任期は年度当初の総会より、翌年の同総会までの１年とし再選を妨げない。ただし、役員および他の委員との兼任はできない。

（細則）

第21条　本会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて運営委員会の議決を経て別に定めることができる。

（改正）

第22条　この規約は、総会において３分の２以上の賛成により改正することができる。

第23条　本会の運営に関し必要な個人情報取扱規程は、この規約に反しない限りにおいて運営委員会の議決を経て別に定めることができる。

附　則

（施行期日）

この規約は、昭和５６年４月１日から実施する。

附 則

昭和５ ７年３ 月１ １日から一部改正し実施する。

附 則

昭和６ ３年３ 月１ ７日から一部改正し実施する。

附 則

平成２ 年４月１日から一部改正し実施する。

附 則

平成６ 年５月１８ 日から一部改正し実施する。

附 則

平成９ 年４月２５ 日から一部改正し実施する。

附 則

平成１ ０年４ 月３ ０日から一部改正し実施する。

附 則

平成１ ４年１ ０月１８日から一部改正し実施する。

附 則

平成１ ８年５ 月８ 日から一部改正し実施する。

附 則

平成２ ０年５ 月１ 日から一部改正し実施する。

附 則

平成２ １年５ 月１ 日から一部改正し実施する。

附 則

平成２ ３年５ 月２ 日から一部改正し実施する。

附 則

令和３ 年５ 月１８ 日から一部改正し実施する。

附 則

令和７ 年５ 月２１ 日から一部改正し実施する。

附 則

令和７ 年９ 月１６ 日から一部改正し実施する。

◎ 横浜市立高舟台小学校ＰＴＡ規約細則

制　　定　昭和５６年４月　１日
最近改正　令和　３年１月　７日

（趣旨）

第１条　この細則は、横浜市立高舟台小学校ＰＴＡ規約（以下「規約」という。）に基づき、常置委員会及び推薦委員会に関し、必要な事項を定めるものとする。

（常置委員会）

第２条　横浜市立高舟台小学校ＰＴＡ（以下「ＰＴＡ」という。）の活動を充実させ、且つ円滑に実施するために、常置委員会を置く。

（ＰＴＡ委員）

第３条　常置委員会の委員は、会員の中から互選により選出されるＰＴＡ委員によって構成する。

２　ＰＴＡ委員は、高舟台小学校区の各地区から選出された地区代表ＰＴＡ委員（以下「地区代表」という。）からなる。

３　地区代表の選出母体及び人数、別表第１のとおりとする。

４　地区代表の任期は１年とする。ただし、再任は妨げない。

（常置委員会の構成）

第４条　常置委員会の各委員会、構成及び任務は、別表第２のとおりとする。

２　全ての地区代表は、各常置委員会のいずれかに属し、その任務を遂行しなければならない。

（委員長及び副委員長）

第５条　各常置委員会には、各々委員長を置くものとする。

２　各常置委員会には、各々副委員長を置くことができる。

３　各常置委員会の委員長及び副委員長は、各委員会の委員の互選により選出する。

４　各常置委員会の委員長及び副委員長の任期は１年とする。ただし、再任は妨げない。

５　各常置委員会の副委員長は各委員会の会計を兼務することとする。

（推薦委員会）

第６条　規約第 19 条及び第 20 条の２に基づき、推薦委員会を設置する。

（推薦委員の公表）

第７条　推薦委員の氏名は全てのＰＴＡ会員に公表（公示）する。

（推薦委員会の定足数等）

第８条　推薦委員会は、定数の２分の１以上の出席をもって成立し、出席委員の過半数により賛否を決定する。

（役員・会計監査人の候補者の選出及び決定に関する手続き）

第９条　推薦委員会は、役員候補者と会計監査人を選考する

２ 推薦委員会は、選考した役員・会計監査人候補者を全てのＰＴＡ 会員に推薦することについて、役員会へ内示および承認を得た上で運営委員会にて公示をする。役員会または運営委員会で承認を得られない場合は、再度、役員候補者の選考を行わなければならない。

３ 推薦委員会は、役員候補者に対し、全てのＰＴ Ａ会員に公表する旨の同意を得なければならない。

４ 推薦委員会は、運営委員会で承認された役員・会計監査人候補者を全てのＰ ＴＡ 会員に対し紙面にて、公示（通告） しなければならない。

５ 役員・会計監査人候補者は、１ ０名以上の同意署名書を添えて、推薦委員会に追加推薦するこ

ともできる。ただし、定められた期日までに推薦委員会に申し出ないといけない。

6　役員・会計監査人候補者は、推薦委員会の推薦候補者のみの場合は紙面により承認される。追加推薦候補者がある場合は３月の臨時総会において、会員の承認により選出される。

（改正）

第１０条 この細則は、運営委員会において委員の過半数の賛成があれば、改正することができる。

附　則

（施行期日）

この細則は、昭和５６年４月１日から実施する。

附　則

（施行期日）

昭和６３年４月１日から一部改正し実施する。

附　則

（施行期日）

昭和６３年１０月７日から一部改正し実施する。

附　則

（施行期日）

平成２年４月１日から一部改正し実施する。

附　則

（施行期日）

平成４年１２月１６日から一部改正し実施する。

附　則

（施行期日）

平成６年５月１８日から一部改正し実施する。

附　則

（施行期日）

平成１０年４月２０日から一部改正し実施する。

附　則

（施行期日）

平成１０年１２月８日から一部改正し実施する。

附　則

（施行期日）

平成１４年２月１４日から一部改正し実施する。

附　則

（施行期日）

平成１６年４月２日から一部改正し実施する。

附　則

（施行期日）

平成１６年７月２３日から一部改正し実施する。

附　則

（施行期日）

平成１　６年１　１月４日から一部改正し実施する。

附　則

（施行期日）

平成１　７年３　月１　４日から一部改正し実施する。

附　則

（施行期日）

平成１　８年２　月２　０日から全面改訂し実施する。

附　則

（施行期日）

平成１　９年３　月５　日から一部改正し実施する。

附　則

（施行期日）

平成２　０年２　月２　１日から一部改正し実施する。

附　則

（施行期日）

平成２　１年４　月１　日から一部改正し実施する。

附　則

（施行期日）

平成２　２年４　月１　日から一部改正し実施する。

附　則

（施行期日）

平成２　２年５　月１　日から一部改正し実施する。

（施行期日）

平成２　３年５　月２　日から一部改正し実施する。

附　則

（施行期日）

平成２　５年５　月２　日から一部改正し実施する。

（施行期日）

平成２　７年５　月１　日から一部改正し実施する。

（施行期日）

平成２　９年５　月８　日から一部改正し実施する。

（施行期日）

平成３　０年５　月２　日から一部改正し実施する。

（施行期日）

令和３　年１月７日から一部改正し実施する。

別表第１

	選出母体		人数
地区代表	高舟台東地区	１　班・２班・３班	各班１　～２名
	高舟台中地区	１　班・２班・３班	
	高舟台西地区	１　班・２班・３班	
	ウッドパーク地区	１班	
	六浦地区	１　班・２班・３班	
	大川西地区	１　Ａ班・１Ｂ　班 ４　Ａ班・４Ｂ　班	
	大川東地区	２　班・５班 ６　Ａ班・６Ｂ　班・６Ｃ班	

別表第２

名　　称	構　　成	任　　務
地域活動委員会	地区代表	児童の校外生活に関すること。 地域の自治会や他校のＰ　Ｔ　Ａ　との連携事業に関すること。
安全対策委員会	地区代表	児童の安全対策に関すること。
推薦委員会	地区代表	次期役員、並びに会計監査の選出

◎横浜市高舟台小学校ＰＴＡ慶弔規程

制　　定　昭和57年 2月12日
最近改正　令和7年 5月21日

（趣旨）

第１条　この規程は、横浜市立高舟台小学校ＰＴＡ会員（以下「会員」という。）の相互の親睦を図るために、会員及び家族の慶弔に対して必要な事項を定めるものとする。

（対象）

第２条　この規程の対象は次の各号に該当する者とする。

(1) 本校に在籍する児童

(2) 前号の父母または保護者及び教職員

(3) 役員、会計監査及び運営委員並びに本校の教職員の実父母、同居する義父母及び配偶者並びに実子

（会員及び児童に対する慶弔見舞金等）

第３条　会員及び児童で次の各号に該当する場合、金品を贈りその意を表わす。但し、会員及び家族の希望によるものとする。

(1) 会員及び児童の死亡　１００００円と供物

(2) 火災その他不慮の災害　１００００円

（役員、会計監査及び運営会員に対する慶弔見舞金等）

第４条　役員、会計監査及び運営委員で次の各号に該当する場合、金品を贈りその意を表す。

(1) 役員及び運営委員の死亡　１００００円と供物

(2) 役員及び運営委員の実父母、同居する義父母及び配偶者並びに実子の死亡　１００００円

(3) 火災その他不慮の災害　１００００円

（教職員に対する慶弔見舞金等）

第５条　本校の教職員で次の各号に該当する場合、金品を贈りその意を表す。

(1) 教職員の死亡　１００００円と供物

(2) 教職員の実父母、同居する義父母及び配偶者並びに実子の死亡　１００００円

(3) 火災その他不慮の災害　１００００円

(4) 教職員の転出、退職　花束（３０００円相当）

（特別事項の措置）

第６条　前各条項に定められた事項も含め特別の場合は、役員会で協議のうえ運営委員会の承認を得る

（支出財源）

（改正）

第８条　本規程の改正は運営委員会において出席者の過半数の同意を必要とする。

附　則

（施行期日）

本規程は昭和５７年２月１２日から施行する。

附　則

（施行期日）

平成元年４月２８日から一部改正し実施する。

附　則

（施行期日）

平成２年２月１６日から一部改正し実施する。

附　則

（施行期日）

平成１０年４月２０日から一部改正し実施する。

附　則

（施行期日）

平成１４年２月１４日から一部改正し実施する。

附　則

（施行期日）

平成１８年２月２０日から一部改正し実施する。

附　則

（施行期日）

平成２１年５月１日から一部改正し実施する。

附　則

（施行期日）

令和７年５月２１日から一部改正し実施する。

◎横浜市立高舟台小学校 PTA 個人情報取扱規程

制定　令和　7年　4月1日

（目的）

第1条　この個人情報取扱規則（以下「本規則」という）は、横浜市立高舟台小学校 PTA（以下「本会」という）が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いに関する基本的事項を定める。本規則により事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報の適正な収集・利用・管理を図り、もってプライバシーの保護を実現する事を目的とする。

（指針）

第2条　本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、個人情報保護法に則って運用管理を行い、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

（周知）

第3条　本会において取得・保持する個人情報の取扱方法については、総会資料など適切な方法により会員に周知する。

（定義）

第4条　本規則における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 個人情報：生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む）をいう。

(2) 保有個人情報：本会が開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの、又は違法若しくは不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの以外をいう。

(3) 本人：前項の個人に関する情報により識別可能となる特定の個人または未成年者個人の保護者をいう。

(4) 役員：本会の役員会を構成する者をいう。

(5) 委員：本会の委員会を構成する者（役員を含む）をいう。

(6) 教職員代表：本会の役員会及び委員会に出席する校長・副校長等の教職員の代表者をいう。

(7) 従業者：本会の指示等を受け、本会の業務に従事する PTA 会員をいう。

（管理者）

第5条　本会における個人情報保護管理者は、本会会長とする。

2. 個人情報保護管理者は、本会における個人情報の収集、利用、管理および保存ならびに開示

および訂正の請求に対し、適正に処理する責務を負う。

・本会会長は、個人情報の適正管理に必要な措置の一部を各委員会の長に委任することができる。

（取扱者）

第6条　本会における個人情報の取扱者は、本会役員・委員長、委員とする。

（利用）

第7条　本会では個人情報を次の目的のために利用する。

(1) 管理業務等に関する連絡

(2) 本会の事業に関する文書等の送付

(3) 本会役員・委員・会員名簿等の作成

(4) 本会役員・委員選出等の推薦活動

(5) 地区別児童名簿、登校班名簿、交通安全指導当番表（以下「旗当番表」という）、こども110番の家のプレート貸出名簿、パトロールステッカー貸出名簿作成

(6) 広報誌への掲載

(7) 問い合せまたは依頼等への対応

(8) その他、事前にお知らせし同意を頂いた目的の場合

（個人情報の利用の制限）

第8条　本会は、収集した個人情報を事前に定めた目的以外に利用しない。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要があり、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

（個人情報の取得）

第9条　本会が取り扱う個人情報を収集するときはあらかじめその個人情報の利用目的を決め本人に明示の上、同意を得ることとする。

(1) 氏名

(2) 電話番号

(3) メールアドレス

(4) 登校班

(5) PTA役員・委員の履歴

(6) 会員の子である児童の氏名、学年、クラス、兄弟姉妹

(7) その他必要とするもので同意を得た事項

2. 前項の規定にかかわらず、要配慮個人情報等を収集する場合は、あらかじめ別途本人の同意を得るものとする。

・本会は、要配慮個人情報である思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報については取得しないものとする。

(管理と保管)

第10条　個人情報保護管理者は、個人情報の安全確保および正確性の維持のため、次の号に掲げる事項について適正な措置を講じなければならない。

(1) 紛失、破損その他の事故防

(2) 改ざんおよび漏えいの防止

(3) 個人情報の正確性および最新性の維持

(4) 任期終了後不要となった個人情報のすみやかな廃棄（粉砕処置等）または消去

2. 本会は、個人情報の取扱いの全部又は一部を本会以外の者に委託するときは、原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

(保管及び持ち出し等)

第11条　個人情報データベース・個人データを取り扱う電子機器等については、次の号に掲げる事項について適正な措置を講じなければならない。

(1) 電子機器等をネット環境に繋がない

(2) 個人情報データベース・個人データへのアクセス権は、個人情報の取り扱い権限に応じた管理をする

(3) 個人情報データベース・個人データの持ち出し時などには適切な管理をする

(4) 個人情報データベースの管理は鍵のついたキャビネットで行い会長が一元管理をする

(第三者提供の制限)

第12条　本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要があり、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

2. 次に掲げる場合において、当該個人情報の提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

(1) 本会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合

(2) 個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称についてあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき

3. 本会は、前項第2号に規定する利用する者の利用目的又は個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容についてあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

(第三者へ提供に係る記録の作成等)

第13条　個人情報を第三者（第12条第1号から第4号の場合及び都道府県、区市町村などの行政機関を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

(1) 第三者の氏名、住所、電話番号

(2) 提供日付

(3) 提供する対象者の氏名

(4) 提供する情報の項目

(5) 提供する対象者の同意を得ている旨

(6) 第三者に個人情報を適法に提供した場合には、提供先や日時、件数などを含め提供に関する記録を作成し一定期間保管する

(第三者提供を受ける際の確認等)

第14条　個人情報を第三者（第12条第1号から第4号の場合及び都道府県、区市町村などの行政機関を除く）から提供を受けたときは、次の項目について記録を作成し保存する。

(1) 第三者の氏名、住所、電話番号

(2) 第三者が個人情報を取得した経緯

(3) 提供する対象者の氏名

(4) 提供する情報の項目

(5) 提供対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

(秘密保持義務)

第15条　個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(情報開示等)

第16条　本会は、本人から当該本人に係る保有個人情報について、書面または口頭により、その開示（当該本人が識別される個人情報を保有していないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ）の申し出があったときは、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示をするものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

(1) 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
(2) 本会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
(3) 他の法令に違反することとなる場合

(個人情報の訂正または削除請求)

第17条　本会は、保有個人情報の開示を受けた者から、書面または口頭により個人情報の訂正、追加、削除または利用停止の申出があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果について申出をした者に対し、書面により通知するものとする。

本会は、前項の通知を受けた者から、再度申出があったときは、前項と同様の処理を行うものとする。

2. 名簿等として既に配布しているものについての個人情報の訂正、追加、削除または利用停止を行う場合は、訂正、追加、削除の連絡をすることでこれにかえる。

(漏えい時等の対応)

第18条　本規程に違反する事実または違反するおそれがあることを発見した会員は、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。

2. 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに本会役員に報告する。

(苦情の処理)

第19条　本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

苦情処理体制を明示する場合は、

・苦情対応の責任者は、本会会長とする。
・本会会長は、苦情対応担当者をあらかじめ指定し、その業務の内容を明確にしておくことで、苦情対応の業務を苦情対応担当者（副会長）に委任することができる。

(改定)

第20条　本規則は、法令の改正または実務上の不備が発生した場合には、本会役員会で協議・検討し、改定することができる。本規則を改定した場合は、第3条に定める周知の方法をもって会員へ周知するものとする。

附則

(試行期日)

本規程は令和7年4月1日より施行する。